

政令番号204 ジフェニルエーテル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県						1.2E+2	120.0	120.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県						1.1E+3	1,100.0	1,100.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県	7.7E+0			7.7				7.7
22	静岡県								
23	愛知県	7.0E-1			0.7		1.8E+3	1,800.0	1,800.7
24	三重県						1.1E+3	1,100.0	1,100.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県						2.3E+2	232.0	232.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県					1.7E+0	1.3E+3	1,302.2	1,303.9
34	広島県								
35	山口県	9.6E+1			96.0		2.2E+4	22,100.0	22,196.0
36	徳島県								
37	香川県						9.2E+2	920.0	920.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県						3.9E+3	3,900.0	3,900.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.0E+2			104.4	1.7E+0	3.3E+4	32,574.2	32,680.3

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。